

## 藤井寺市条例第29号

### 藤井寺市中小企業振興条例

藤井寺市は、古くより交通の要衝として栄え、世界文化遺産にも登録されている多くの古墳が築造されたほか、古代には渡来文化の通り道として数々の文化がもたらされ、近世には街道沿いが繁栄する等、文化交流のまちとして発展してきた。また、近代以降は、発達する交通網を背景に、大都市圏ならではのものづくり産業、良好な住環境を彩る商業及びサービス業が集積し、まちのにぎわい及び活力を創出し、雇用、資金の循環等を通じて市民生活の安定及び向上に寄与している。

藤井寺市の産業の大部分を占める中小企業は本市の経済の根幹を支える存在であり、その中小企業が激変する社会環境へと対応し成長していくことが、今後の本市の発展においては重要である。そのため、中小企業者や関係機関、そして行政が相互に連携しながらこのまちで発展し続けるとともに、そこに働く人々が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互理解と信頼のもと、協働する必要がある。

このような考えのもと、市内の中小企業の振興について、その基本的な理念及び方向性を明確にするため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業者が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定め、市、中小企業者、藤井寺市商工会、中小企業関係団体及び市民の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興を総合的に推進し、中小企業者の成長及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 藤井寺市商工会（以下「商工会」という。） 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会をいう。

(3) 中小企業関係団体 藤井寺市中小企業振興会議その他の中小企業者への支援及び中小企業の振興を図ることを目的とする団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が地域経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、市、中小企業者、商工会、中小企業関係団体及び市民が連携を図り、中小企業者の成長発展が持続的に図られ、市民生活の向上に寄与するものであることを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる事項を、中小企業の振興に関する基本方針とする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び企業価値の向上の促進
- (2) 中小企業者の起業支援の促進
- (3) 中小企業者の人材確保及び育成の促進
- (4) 中小企業者相互及び関係機関との連携の促進
- (5) 中小企業者に関する情報の収集及び提供

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念及び前条に定める基本方針に基づき、中小企業の振興に関する計画及び施策(以下「振興施策等」という。)を策定し、推進するものとする。

- 2 市は、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を踏まえ、官民協働による持続発展的な中小企業の振興に取り組むものとする。
- 3 市は、振興施策等を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、振興施策等の推進にあたり、国、大阪府その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。
- 5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- 6 市は、中小企業者が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上に寄与していることについて、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、経済的かつ社会的な環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業者は、第3条に定める基本理念に基づき、地域社会を構成する一員として、第4条に定める基本方針の実現に努めるとともに、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、中小企業者の経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新に積極的に取り組むとともに、市が行う振興施策等の実施について協力するものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第8条 中小企業関係団体は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫による取組みを積極的に支援するものとする。

2 中小企業関係団体は、相互連携による振興施策等への取組みにより、中小企業の振興に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備等、市民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。